

税金

市・府民税の申告は3月15日(木)まで

30年度市・府民税の申告を受け付けています。

※時間は午前9時～正午、午後1時～5時

※第3会議室(市役所別館3階)

申告が必要な人

30年1月1日現在、市在住の人

申告が不要な人

次のいずれかを満たす人

○29年中に収入がなかった、または合計所得金額が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+21万円以下

※控除対象配偶者や扶養親族がない場合は35万円

○勤務先から市役所に給与支払報告書が提出される

※各種控除を市・府民税のみから受けよとする場合は申告が必要

※所得がない場合でも、国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明や非課税証明が必要な人は申告が必要

※郵送の場合は写しを添付

申告方法 郵送または直接

◆申告期間を個別に指定

混雑を避けるために、申告期間を個別に指定しています。指定期間は、1月下旬に発送した申告書封筒に記載していますので、ご協力をお願いします。

◆市役所では確定申告(税務署分)の受付不可

所得税及び復興特別所得税の確定申告書は門真税務署の申告会場へご提出ください。

※作成済みの申告書のみ市役所で受取可

問合先 課税課

☎06(6902)5898

◆住宅ローン控除の申告は3月15日(木)まで

年末調整をしない人、住宅ローン控除を初めて受ける人は、税務署での確定申告が必要です。

また、市・府民税で住宅ローン控除を受けるには、納税通知書送達までに申告が必要です。

問合先 課税課

☎06(6902)5898

◆市役所のできる手続きに必要な物

Table with 3 columns: 車種, 申告先, 必要な物

◆29年分所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税、地方消費税の確定申告

◆確定申告書作成コーナー

◆確定申告書等作成コーナー

◆確定申告書等作成コーナー

保険

4月から後期高齢者医療保険・国民健康保険の一部の負担額を見直し

◆入院時の居住費(高熱水費相当額)

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図るため、光熱水費相当額の負担を求めるとになり、自己負担限度額が変更となります。【表1参照】

◆入院時の食事代

住民税課税世帯の入院時の食事代にかかる標準負担額が変更となります。【表2参照】

◆保険料のページ

保険収納課窓口では、金融機関のキャッシュカードがあれば、保険料の口座振替手続きが簡単になります。保険料の納付には、便利で安心・安全な口座振替をご利用ください。

問合先 保険収納課

☎06(6902)5994

◆後期高齢者医療保険

大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

☎06(4790)2031

◆国民健康保険

健康保険課

☎06(6902)5697

年金

◆代理人による各種年金手続きは自筆の委任状が必要

3月から年金の免除申請用紙などが変更され、マイナンバーの記入が必要となります。それに伴い、代理人が手続きをする場合は同世帯の人でも自筆の委任状が必要となります。

◆基礎年金番号による手続きも引き続き受付

◆委任状は日本年金機構ホームページからダウンロード。または市民課に設置

問合先 市民課

☎06(6902)6005

教育

◆守口市立さつき学園夜間学級生徒募集

対象 府在住で義務教育年齢を過ぎていて小・中学校を卒業していない人または十分に教育を受けられずに卒業した人

◆外国人籍の人も入学可

◆費用 無料

◆申込方法

◆申込先

☎06(6991)0637

Jアラート

◆全国一斉情報伝達訓練を実施

地震や武力攻撃などの発生時に備え、全国で情報伝達訓練が実施されます。

◆訓練当日は、市内50カ所に設置しているスピーカーから一斉に音声がかかります。災害時などの情報伝達体制に万全を期すため、皆さんのご理解・協力をお願いします。

◆問合先

☎06(6902)5812